

なくす会ニュースレター

〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内
Tel048-844-8972 Fax048-844-8973
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第10回総会報告

6月26日（水）10時30分より、さいたま市の浦和コミュニティセンター第13集会室にて埼玉消費者被害をなくす会第10回総会を開催しました。当日は、65人（表決権総数145個中、実出席表決37個、委任表決4個、書面表決79個 計120個）が出席しました。



◆主催者挨拶：池本理事

司会に野村詞子さん、議長に松苗弘幸さん、議事録署名人に団体正会員・埼玉母親大会連絡会の宮前やすさん、個人正会員の宮西陽子さんを選出、書記に活動委員2名を任命しました。会を代表して池本誠司理事長から「2012年度はなくす会として2件訴訟を提起しましたが、うち探偵社に関しては、消費生活センターからの情報提供でした。行政、なくす会の役割分担としても成果がありました。また、集団的消費者被害回復訴訟制度は秋の国会での法案成立にこぎつけたい」との挨拶がありました。

来賓挨拶

埼玉県県民生活部消費生活課 課長の竹中健司様から「県は、訪問購入の規制など、『埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例』を改正しました。消費者が安心して生活できる社会の実現に向けて、行政、なくす会を含めた消費者団体との連携がますます重要となります。」とのご挨拶をいただきました。



◆来賓挨拶 竹中課長

議案審議

議長より、表決権数を満たし本総会が成立していることが報告された後、岩岡宏保専務理事より第1号議案「2012年度事業報告ならびに会計収支決算」、第2号議案「定款改定の件」、第3号議案「役員一部選任の件」が提案され、合わせて関口多恵子監事から監査報告がありました。質疑応答の後、全議案の採決を行ないました。

採決結果		反対	保留	賛成
第1号議案	2012年度事業報告ならびに会計収支決算承認の件	0	0	賛成多数で承認
第2号議案	定款改定の件	0	0	3/4以上の賛成多数で承認
第3号議案	役員一部選任の件	0	0	賛成多数で承認

※ 第3号議案の承認を受け、新しく青柳則子理事、一ノ瀬正人監事が就任しました。

第1回理事会の開催後、2013年度の理事会・検討委員会体制、「2013年度の事業計画と会計収支予算」を報告した後、活動委員2名より「2012年度活動委員会報告」が寸劇風に報告されました。

最後に事務局より、2013年度の活動委員32人（公募23人・団体推薦9人）を紹介し、総会を終了しました。

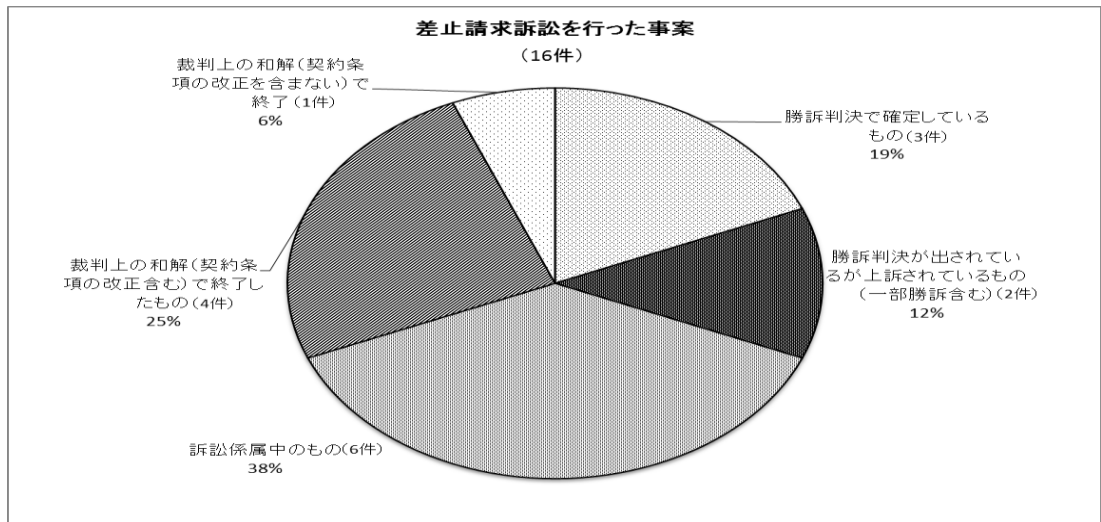


◆活動委員による報告

「適格消費者団体の主な取り組み状況・成果・訴訟の争点など」 報告：長田 淳、武藤 洋善、宮西 陽子、木下 真由美（各弁護士）

適格消費者団体による差止請求訴訟業務が、訴訟及び訴訟に至る前の申入れ等によって挙げている成果を把握するため、全国の適格消費者団体 11 団体に対して、賃貸借契約関係を除く解約損料などの問題について、今年 5 月時点での取り組み状況の調査を行ないました。訴訟や申入れ等を行なった事業者は 24 業種・112 件ありました。

- ◆事業者が契約条項の改正をしたために、41 条書面、訴訟に至らなかったケース=45 件（43%）
- ◆事業者が契約条項を改正しないため、訴訟前であるが事案継続中=19 件（18%）
- ◆事業者が契約条項を改正しなかったため訴訟に至った=16 件（15%）など



訴訟に至らずに事業者の契約条項などが改正されたケースが 43%と、新聞等では報道されていませんが、申入れ等の段階で改善されるなど、大きな成果があったことがわかりました。

うち、件数の多かった結婚式場運営業者、冠婚葬祭互助会、各種学校・各種教室の 3 業種について、いずれも、解約金条項が消費者契約法 9 条 1 項に定める「平均的損害」を超えているのではないかとこの点などが問題となっています。

申入れ段階で事業者の契約条項等が改正されたケースは、結婚式場運営業者で 8 件、冠婚葬祭互助会で 3 件、各種学校・各種教室では 14 件ありました。現在継続中の案件も多数あり、訴訟に至らずに改正するケースはさらに増えることも予想されます。

申入れ段階で成果が出ている一方、事業者が適格消費者団体、消費者団体訴訟制度を認識していない場合が多くあるということも見えてきました。訴訟提起されて初めて重要性に気付くという事業者もあります。適格消費者団体や訴訟制度を事業者に対しアピールする必要があります。



◆長田弁護士



◆木下弁護士



◆宮西弁護士



◆武藤弁護士

【結婚式場運営業者の事案】

申入れ件数 21件（8団体）

成果のあった件数——9件・・訴訟1件（和解：京都）、申入れ8件

係属案件——10件・・訴訟1件（京都）、改定方向で協議中4件、協議中5件

その他 —— 2件（他団体が差止請求訴訟したため終了など）

【冠婚葬祭互助会の事案】

申入れ件数 14件（7団体）

成果のあった件数——4件・・訴訟1件（高裁判決確定。京都）、申入れ3件

係属案件——10件・・訴訟1件、事案係属中9件

※京都消費者契約ネットワークの大阪高裁平成25年1月25日判決を受けて、業界団体（社団法人日本冠婚葬祭互助協会）で規約の見直し（かかる費用の内容と金額を具体的に示す形）がなされている。なくす会も改定方向で協議中。

【各種学校・各種教室の事案】

申入れ件数 23件（5団体）

成果のあった件数——16件・・訴訟2件（1件和解：関西）、申入れ14件

係属案件——4件・・訴訟3件、事案係属中1件

その他 —— 3件（申入れはしたが、改善に至らず終了したもの）

News ★ 集団的消費者被害回復訴訟制度は、秋の国会に持ち越されました ★

『消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案』は、6月26日(水)に衆議院が会期末で閉会となり、閉会中審査となりました。

（閉会中審査：各議院の委員会は、閉会中も会議を開いたり、委員を各地に派遣したりして、審査または調査を行なうことができます）

➡ 今秋に開催される臨時国会での法案の早期成立を目指し、運動を進めましょう！



★ 学習会のお知らせ 申込み受付中！ 消費者力アップ学習会 VOL.1 ★

実は知らないことばかり

『スマホのアプリ、ここがキケン！』

講師：原田 由里さん（一般社団法人 ECネットワーク 理事）

8月27日（火）10時～12時

浦和コミュニティセンター第13集会室



アプリやSNSなどの被害状況と、防止について学びます。申込みは事務局まで。
参加費：無料 定員：80名 どなたでも参加できます！

★ 申入れ活動報告（2013年6月～7月）★

申入れ

㈱全国メンタルケアセンター（医療搬送事業者）	医療搬送業務は停止しているとの回答がありましたが、当該事業者のホームページに、医療搬送事業について掲載されていることから、問い合わせを予定しています。
熊谷美容外科	4月12日の「書面による事前の差止請求」に対し、修正するとの回答、及び 改善された広告が確認できた ことから申入れ活動を終了。引き続き広告を注視していきます。
住宅管理事業者	契約更新時の敷金補充、原状回復等に関する規約について、 改善後の契約書が確認できた ことから、申入れ活動を終了しました。
インターネットゲームサイト運営事業者	ゲームサイトの仮想通貨変更に関し不当と思われる規約の修正を求め、「問合せ兼申入れ」を行なっていましたが、一旦申入れ活動を終了しました。
インターネットメディア事業者	未成年を理由とした取り消しができないなどの条項（ガイドライン）について、他適格消費者団体に意見照会しています。
CD等レンタル	7月1日、再生機器の故障などの不具合に関して責任を負いかねるという条項について、規約の変更及び改定後の規約の送付を求め、「再申入れ」を行ないました。7月8日付けで、規約を変更する予定である旨の回答を受領しました。

問合せ等

互助会	京都の適格消費者団体による、他の互助会への訴訟判決を受け、4月22日、規約の改定の素案を受領しました。不明な点について「再問合せ」を行なっています。
大学学生寮	契約書改訂時期（9月頃）を目処に検討するとの回答がありました。
決済代行業者	クレジットカード決済代行契約に関する利用者との間の取り決めについての「再問合せ」に対する回答に、未だ疑問点があることから、7月2日に「再々問合せ」を行ないました。
ゲームメーカー	『当社への問い合わせ内容、またその回答内容などについて公開、掲載する行為。』を禁止するとの利用規約に関する「問合せ」に対する回答について、引き続き検討を進めています。

※ ㈱MRとの和解を受け、探偵業界団体宛てに、加入探偵業者に対しても、消費者契約法違反と認められる規約等があった場合は、告知・指導などを求める「連絡文」を送付しました。

なくす会のこの間の活動

理事会 : 第7回・第1回 6/26
 検討委員会 : 第1回 7/25
 活動委員会 : 第11回 6/13、第1回 7/17

なくす会の電話番号が変更になりました

048-844-8972



住所、FAX、メールアドレスに変更はありません

* 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆ 埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048-261-0999

◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）

* 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害状況などを「なくす会」までお寄せください！ TEL048-844-8972 Fax048-844-8973